

全町民に「マイナンバー」

～連載第3回 事業者の皆さんへ①～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



マイナンバー制度は、住民の皆さんや、行政だけが扱うのではないんだよ。民間事業者・法人も関わってくるよ。今月と来月で、そのことについて説明するね。

①民間事業者がマイナンバーを使うのはどんなケース？

民間事業者の皆さんは、主に次のような場面で従業員のマイナンバーを記載する必要が出てくるよ。

- ・源泉徴収票の作成手続
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成



おしえて! 
マイナちゃん vol.3

ー けんしんくんとお殿さまー



②関係書類の様式が変わります！

上記の分野でマイナンバーを利用するようになるので、それぞれ、様式が変わってくるよ。源泉徴収票とか、給与支払報告書とか、雇用保険被保険者資格取得（喪失）届などだね。例えば、源泉徴収票はこんな風になるよ。マイナンバーの欄が出来ているね。



③気をつけて欲しいこと

マイナンバーは、大事な個人情報なので、取扱いに注意して欲しいね。

- ①税や社会保障という、法律で定められたこと以外では、マイナンバーを利用しないでね。例えば、マイナンバーを社員番号として使用することなどはやっては駄目だよ。
- ②従業員からマイナンバーを取得する時は、何に利用するか明示してね。
- ③従業員からマイナンバーを取得したら、保管・廃棄を適切にしてね。マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法より厳格な保護措置が設けられているので、もう一度、情報漏えい対策を見直してね。



④法人番号



今年10月から、法人には法人番号（13桁）が指定されるよ。これは個人番号とはちょっと違って、誰でも自由に使えるものだよ。先ほどの源泉徴収票の新様式でも、「法人番号」の欄が出来ているよね。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>